

2008年6月16日  
日本郵政株式会社  
郵便局株式会社  
株式会社ゆうちょ銀行  
株式会社かんぽ生命保険

## 平成20年岩手・宮城内陸地震に伴う非常取扱いの実施について

平成20年岩手・宮城内陸地震による被災者の皆様には謹んでお見舞い申し上げます。日本郵政グループでは、以下のとおり、被災者の方々への非常取扱いを実施します。なお、災害義援金の取扱いにつきましては、具体的な内容が決定した時点で、別途お知らせいたします。

### 1 取扱内容

- (1) 通帳、証書、印章等をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等（別紙1参照）
- (2) 保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い（別紙2参照）

### 2 取扱郵便局及び取扱店

- (1) 前記1の(1)の取扱い  
郵便局及びゆうちょ銀行各店舗（簡易郵便局を含みます。）  
簡易郵便局については貯金取扱局のみとなります。
- (2) 前記1の(2)の取扱い
  - ア 岩手県一関市、奥州市、北上市、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、宮城県栗原市及び大崎市内に所在する郵便局（簡易郵便局を除きます。）
  - イ かんぽ生命保険仙台支店及び盛岡支店

### 3 取扱期間

- (1) 通帳、証書、印章等をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等  
平成20年6月16日(月)から平成20年7月15日(火)まで
- (2) 保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い
  - ア 保険料の払込猶予期間の延伸  
通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸します。
  - イ 保険金の非常即時払等の非常取扱い  
平成20年6月16日(月)から平成20年7月15日(火)まで

| 【報道関係の方のお問い合わせ先】  | 【お客さまのお問い合わせ先】  |
|---|---|
| <p>日本郵政株式会社<br/>           コーポレート・コミュニケーション部<br/>           電話:(直通)03-3504-4162<br/>           (FAX)03-3504-0265</p>        | <p>日本郵政株式会社<br/>           総務・人事部<br/>           電話:(直通)03-3504-9885</p>  |
| <p>郵便局株式会社<br/>           総務部 広報室(報道担当)<br/>           電話:(直通)03-3504-4127<br/>           (FAX)03-3595-0839</p>             | <p>郵便局株式会社お客様サービス相談センター<br/>           0120-2328-86<br/>           携帯電話から:0570-046-666(有料)<br/>           [受付時間 平日 8:00~22:00<br/>           土・日・休日 9:00~22:00]</p>   |
| <p>株式会社 ゆうちょ銀行<br/>           コーポレートスタッフ部門広報部(報道担当)<br/>           電話:(直通)03-3504-4440<br/>           (FAX)03-3580-6799</p> | <p>&lt;別紙1関係&gt;<br/>           ゆうちょコールセンター 0120-108420<br/>           (6月22日まで)<br/>           [受付時間:平日 8:30~18:00<br/>           土、日、祝日、12/31~1/3を除きます]<br/>           携帯電話等からは、ゆうちょ銀行 Web サイトの<br/>           お問い合わせ 先の最寄りのゆうちょコールセンターを<br/>           ご利用ください(通話料有料)<br/>           (6月23日から)<br/>           [受付時間 平日 8:30~21:00<br/>           土・日・休日 9:00~17:00]<br/>           12/31~1/3</p> |
| <p>株式会社 かんぽ生命保険<br/>           経営企画部調査広報室<br/>           電話:(直通)03-3504-4418<br/>           (FAX)03-3506-0944</p>           | <p>&lt;別紙2関係&gt;<br/>           かんぽコールセンター 0120-552950<br/>           [受付時間:平日 9:00~21:00<br/>           土日休日 9:00~17:00<br/>           (1月1日から3日を除きます。)]</p>   |

別紙 1

通帳、証書、印章等をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

|   | 取扱いの内容   | 取扱期間   |
|---|--|--|
| 1 | 通帳、証書、印章等をなくされた被災者の方に対する次の取扱い<br>・ 通常貯金、定額貯金及び定期貯金の払戻し<br>・ 民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金等の払戻し<br>・ 民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金を担保とした貸付け<br>・ 払戻証書による払戻金及び返還金支払通知書による返還金の払渡し | 平成 20 年 6 月 16 日(月)から<br>平成 20 年 7 月 15 日(火)まで |
| 2 | 被災により汚れた紙幣の引換え   |  |
| 3 | 国債を紛失した場合のご相談対応（簡易郵便局を除きます。）   |  |

## 別紙 2

### 保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

#### 1 保険料の払込猶予期間の延伸

保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長 6 か月延伸します。

#### 2 保険金の非常即時払等

必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

| 取 扱 種 別                                    | 取 扱 期 間  |
|--|--|
| 1 保険金及び未経過保険料の非常即時払                        | 平成 20 年 6 月 16 日(月)<br>から<br>平成 20 年 7 月 15 日(火)<br>まで |
| 2 基本契約の解約(解除)の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金(還付金)の非常即時払 |  |
| 3 特約の解約(解除)の非常取扱い及び特約の解約返戻金(還付金)の非常即時払     |  |
| 4 普通貸付金の非常即時払                              |  |
| 5 保険料の前納払込みの取消しによる保険料の払戻し(還付)の非常取扱い        |  |
| 6 契約者配当金の非常即時払                             |  |